

2016年5月



葵総合経営センターだより

特集

- ・ 顧問先紹介
～医療法人G & Oレディスクリニック～

発行人 葵総合経営センター
代表 杉浦 康晴

〒460-0012

名古屋市中区千代田三丁目14番22号

TEL<052>331-1740(代表) FAX<052>339-1816

E-Mail

aoi@aoi-cms.com

URL

<http://www.aoi-cms.com/>



上平医院 上平知子先生 撮影

目次

- | | |
|---------------------|------------------------|
| 2 危機に備え | 8 2015年・2016年の注目 ITワード |
| 3 企業版ふるさと納税の創設 | 9 差止請求 |
| 4 顧問先紹介 | 10 (随想) 哲学的思索能力を磨こう! |
| 医療法人G & Oレディスクリニック様 | 11 康友会ゴルフ・税務労務 |
| 6 パートタイマーの年次有給休暇 | 12 ご案内 |
| 7 高い生産性を生む組織風土とは | |

No.557

危機に備え

センター代表 杉浦 康晴

先月、熊本県で発生した地震により被災された皆さまには心よりお見舞いを申し上げますとともに被災地の一日も早い復旧、復興をお祈り申し上げます。

強い余震が相次いで発生しており、まだまだ被害の拡大が懸念されています。

全国各地においても自動車関連企業をはじめ、生産ラインを停止するなど企業活動にも被害がおよび、日本の経済への影響も心配されます。

東日本大震災でも今回の熊本地震においても大きな災害が発生した時に、我々ができることを真っ先に考えると同時に経営者である以上、自社の防災や被災した場合の対策についても考えなければなりません。

会社や従業員を守るためにも「BCP」の策定が必要不可欠となってきました。

BCP (Business Continuity Plan／事業継続計画) とは、企業が自然災害、大火災、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき活動や緊急時における事業継続のための方法、手段などを取り決めておく計画のことです。

緊急事態は突然発生します。有効な手を打つことができなければ、特に中小企業は経営基盤が脆弱なため、廃業に追い込まれるおそれがあります。

また、事業を縮小し従業員を解雇しなけれ

ばならない状況も考えられます。

緊急時に倒産や事業縮小を余儀なくされないためには、平常時から「BCP」を周到に準備しておき、緊急時に事業の継続・早期復旧を図ることが重要となります。こうした企業は、顧客の信用を維持し、市場関係者から高い評価を受けることとなり、株主にとって企業価値の維持・向上につながるとされています。

実際、「BCP」で想定した前提と現実には起きた状況が異なってくることもあるでしょうが、計画を策定した時点で「誰が」「何を」「どうすべきか」など明確に準備しておくことで、その後の復旧作業で大きく変わってくると思われるし、関係者間での認識が統一できることも大変有用なことでしょう。ただし、計画は作成して終わりではなく企業の状況も刻々と変化するので、絶えず内容を見直すことも必要になります。

大きな災害はいたたまれない気持ちになりますが、これを機に我々もできることをすることが重要です。

被災地に思いを寄せつつ、危機に備えた企業経営をしていきたいものです。

企業版ふるさと納税の創設

葵総合税理士法人 税務会計部 石川 雅恵

制度の概要

平成28年度税制改正により、地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）が創設されました。平成28年4月1日から平成32年3月31日までの間に、地域再生法の改正により整備された「認定地域再生計画」に記載がある「地方創生推進寄付活用事業」に関連する寄付金を支出した場合に損金算入措置に加えて税額控除ができる制度です。

制限事項

◇制度対象外の自治体

→地方交付税不交付団体であり、且つ市町村の場合は全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域である自治体

参考：～平成27年度地方交付税不交付団体～

①都道府県 東京都

②市町村 碧南市,刈谷市,豊田市,安城市,小牧市,東海市,
御殿場市,裾野市,湖西市 他全59団体

◇寄付の下限額は10万円とし、企業の本社が立地する自治体への寄付は対象外

◇企業に対する寄付の見返りとなる便宜供与を禁止（返礼品は原則なし）



税額控除

上乗せの税額控除措置創設（控除額が30%から60%へ）



各税目について、控除の上限がありますので、所得金額が少ないケースでは、全ての税額控除が受けられない場合もあります。ご不明な点、詳細等につきましては各担当者までお声かけください。

【参考：名古屋税理士協同組合 平成28年度ここが変わる！ことしの税制改正】

顧問先紹介

医療法人 G & O レディースクリニック

理事長 呉 明 超

刈谷市にある産婦人科、医療法人G & O レディースクリニックは現在、理事長である呉明超が21年前に開院し、のべ1万人以上もの赤ちゃんの出産に携わってまいりました。



3年前には小児科であるG & O赤ちゃんこどもクリニックを開院し、地域のお子さんたちの成長および、健康の見守りを行っています。



かねてから、地域の女性がより健康に、より美しくなるようサポートをしたいという長年の念願がかない、この度、G & O 女性ヘルスケアクリニックを4月7日に開院致しました。

このクリニックの院長には西尾市民病院で長年、女性内科外来および専門の循環器を中心とした内科外来を行っていた稲垣正美医師（旧姓：都筑）を迎えました。



特に力をいれているところは3つあります。

- ①地域の皆様の健康をサポートするために、
一般内科検診や血管アンチエイジングドック(動脈硬化ドック)で血管年齢の測定・血管の老化防止などを行い健康管理ができる。
- ②最新のマンモグラフィーや超音波を導入し、
乳がん検診・子宮がん検診と同時にできる。
- ③女性の健康と美をサポートするために、
スキンケア外来とアンチエイジング外来で
レーザーによるシミ取りやプラセンタ注射
などができる。



女性外来の経験が豊富な院長の稲垣正美医師と、
婦人科医の佐々木伸子医師とが連携し、女性特有
の悩みに特化したこのクリニックは必ず地域の女
性の皆様に喜ばれるクリニックになると思います。

地域の女性の皆様の健康と美に貢献し、末永く愛されるクリニックを目指してまいりますので
よろしくお願いいたします。

※当クリニックで刈谷市の乳がん検診・子宮がん検診・特定検診・大腸がん検診(便潜血検査)・肝炎ウイルス検診(B型、C型)を、2016年4月15日(金)より受けられます。



住 所» 〒448-0004 刈谷市泉田町折戸6-2

名 称» 医療法人 G&Oレディースクリニック

理事長» 呉 明 超

TEL» 0566-27-4103

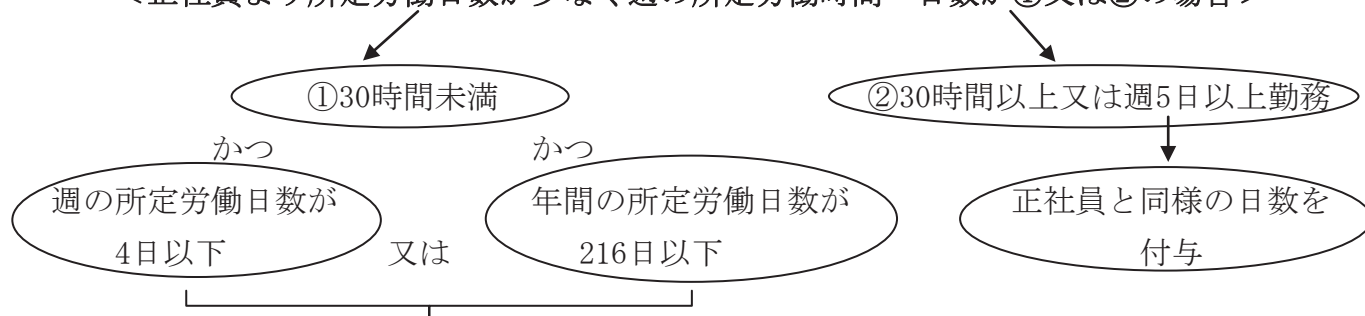
HP» <http://www.go-clinic.gr.jp/>

パートタイマーの年次有給休暇

葵労務管理事務所 大野 華恵美

今回は、正社員と比較して所定労働日数が少ないパートタイマーの年次有給休暇の取得についてお知らせいたします。年次有給休暇の取得義務化の法案が国会に提出されている現在、もう一度労働者の年次有給休暇について再確認してみてはいかがでしょうか。事業主側としては、パートタイマーは基本的に出勤可能日にシフトを組まれているため、年次有給休暇の付与はしないという考えをお持ちの方もいらっしゃるかと思います。しかし、法律ではパートタイマーにも年次有給休暇を付与しなければならないと定められています。付与日数については所定労働日数等に比例して、正社員と比較して少ない日数となります。これを比例付与といいます。比例付与に該当するパートタイマーは、下記の図でご判断ください。

＜正社員より所定労働日数が少なく週の所定労働時間・日数が①又は②の場合＞



比例付与（※付与日数は下記の表となります。）

週の所定労働日数	年間所定労働日数	勤続年数						
		0.5	1.5	2.5	3.5	4.5	5.5	6.5以上
4日	169～216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121～168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73～120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48～72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日

では、次にパートタイマーが有給休暇を取得した際の給与計算についてです。計算方法としては、①通常の賃金②平均賃金③社会保険の標準報酬日額のうち、就業規則等に定めた方法で支給することになります。基本的には①の方法で、有給休暇を取得した日の所定労働時間を勤務したものとして給与計算いたします。例えば、Aさんの所定労働時間が1日6時間で時給が900円の場合は、6時間×900円＝5,400円分を給与に併せて支給します。また、日によって所定労働時間が異なる労働者の場合は、有給休暇を取得した日の所定労働時間に応じて計算することになります。